

宇城市公衆無線 LAN に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が整備した無線によるインターネットに接続する環境（以下「無線 LAN」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供場所)

第2条 市が無線 LAN を提供する場所は、別表のとおりとする。

(利用料等)

第3条 無線 LAN の利用料は無料とする。

2 無線 LAN を利用する者（以下「利用者」という。）が無線 LAN を使用して利用した有料サービスについては、当該利用者がその費用を負担しなければならない。

(アクセスログの記録等)

第4条 市長は、無線 LAN の適切な管理運営のため、利用者のアクセスログを記録し、及び特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。

(法令遵守)

第5条 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

(無線 LAN の提供中止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の提供を中止することができるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守、工事等を行う場合
- (2) 停電、自然災害、火災その他の非常事態により、無線 LAN の運用ができない場合
- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備の故障、ネットワークの障害等が発生した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が提供の中止が必要であると認めた場合

(禁止事項)

第7条 利用者は、本サービスの利用にあたり次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者又は市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げる場合のほか、他の利用者又は市に損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (3) 他の利用者、第三者又は市を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線 LAN を通じて又は無線 LAN に関連して使用し、又は提供する行為

(9) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為または市が不適切であると判断する行為

(利用の停止)

第8条 市は、次のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

(1) 利用者が前条で禁止する事項に該当する行為を行った場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、利用者がこの要綱に定める事項に違反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると市長が判断した場合

(免責)

第9条 市は、無線 LAN の提供により利用者又は第三者に生じた損害及び無線 LAN を利用できなかったことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 名称 | 提供場所 |
|------------------------|----------------------|
| 宇城市役所 | 宇城市松橋町大野 85 番地 |
| 松橋総合体育文化センター（ウイングまつばせ） | 宇城市松橋町大野 85 番地 |
| 宇城市保健福祉センター | 宇城市松橋町松橋 396 番地 1 |
| 宇城市三角支所 | 宇城市三角町波多 213 番地 1 |
| 三角西港 浦島屋 | 宇城市三角町三角浦 1248 番地 17 |
| 宇城市不知火支所 | 宇城市不知火町高良 2273 番地 1 |
| 宇城市小川支所 | 宇城市小川町江頭 80 番地 |
| 宇城市豊野支所 | 宇城市豊野町糸石 3516 番地 1 |
| 豊野コミュニティセンター | 宇城市豊野町巢林 309 番地 1 |